

平成21年度第1回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会議事要旨（案）

1. 日 時 平成21年7月7日（火）13：00～16：00
2. 場 所 金融庁（合同庁舎第7号館）13階共用第1特別会議室
3. 出席者：
＜検討会委員＞ 櫻井委員、石井委員、大久保委員、柴田委員、土田委員、徳留委員、平野委員

＜関係者＞
（茨城県） 保健福祉部医監兼次長、保健予防課課長補佐、保健予防課係長、潮来保健所保健指導課長、潮来保健所保健指導係長
（神栖市） 健康福祉部健康増進課係長

＜事務局＞ 環境保健部長、環境保健部企画課調査官、環境リスク評価室長
4. 検討会での確認事項
平成20年度第2回検討会の議事要旨（案）を確認した。
5. 議事概要
 - (1) 緊急措置事業の状況について
「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」及び「茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業実施要領」について環境省より説明した。また、緊急措置事業の実施状況を茨城県より報告した。
また、医療の給付対象について、歯科診療は医療の給付対象外であるとされていたところ、「ジフェニルアルシン酸のばく露が確認され、医療手帳の交付を受けた小児（15歳以下の者）が障害児歯科を受診する場合、ジフェニルアルシン酸に係る主治医の意見を聞いた上で、当該受診に係る医療費の自己負担分を医療給付対象に含めることが適当である」との結論がだされた。
 - (2) ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究について
ジフェニルアルシン酸等の健康影響に関する調査研究について、平成20年度に行った研究及び平成21年度に行う研究について環境省より報告した。
 - (3) その他
次回の開催日程について別途調整することとした。